

「盛岡市指定有形文化財「旧斎藤家」正面扉及び馬屋側扉修繕」に関する質問への回答

令和8年6月19日 現在

No.	質問内容	回答
1	使用する「赤松」の等級はどの程度のものであればよろしいでしょうか。指定があれば指示願います。	使用する「赤松」につきましては、等級の指定はございませんが、現状と同等のものを使用してください。
2	木部塗装に使用する材料に何か指定があれば指示願います。	木部塗装については、特定の指定はありませんが、当該建造物が文化財であること及び周囲の色調に配慮するとともに、木材の性質に悪影響を及ぼさない材料を使用してください。
3	参考写真において黄色で塗りつぶされた修繕箇所はどの程度の修繕とするのかご指示願います。 隙間が空いている部分をふさぐ程度なのか、それとも全交換（新設）でみるのか、教えていただきたいです。	既存の扉と同等の構造とし、隙間が生じないよう原則全部材の交換としてください。ただし、再利用が可能な部材については、その状態を踏まえ、適宜再利用して差し支えありません。
4	上記項目とも関係するのですが、全体的に着手前に調査を行い、修繕方法を詳しく協議しながら進めていく方向性なのでしょうか。	当該建造物が文化財であることから、修繕方法を協議しながら実施してください。